

古仁屋高等学校学生寮管理運営業務

プロポーザル審査要領

令和 8 年 2 月

瀬戸内町総務企画課

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は瀬戸内町が実施する「古仁屋高等学校学生寮管理運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された、「業務仕様書」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに対して行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに順位点（1位＝10点、2位＝9点等）を付し、各審査委員の順位点の合計点が最も高い者を委託候補者とする。

なお、合計点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定する。

ただし、全ての審査委員の評価点数を合計し、各審査委員の持ち点（各項目における配点の合計点）の合計の5割を満たさない提案者は選定の対象としない。

- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに対する審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

## 3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知し、瀬戸内町ホームページにおいて公表する。

## 4 審査の点数は非公表とする。

(別表)

審査項目、審査観点及び配点（100点満点）

項目	配 点		点数
実施内容	管理業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の管理運営について、効果的に実施することが可能か。</li><li>・生徒の相談に対するサポート体制等、信頼関係を構築できる提案か。</li><li>・寮の活動内容が年間をとおし企画されているか。</li></ul>	30点
	清掃業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物内外及び周辺敷地の美観を維持し、学生寮に相応しく清潔で衛生的な環境の確保を図ることが可能か。</li></ul>	10点
業務遂行能力	人員及び組織体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。</li><li>・地域及び古仁屋高校との協力体制を構築できる提案か。</li></ul>	30点
ヒアリング	適応性 適格性	<ul style="list-style-type: none"><li>・質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。</li><li>・企画提案書、プレゼンテーションなどを通じて、業務に対する技術力、積極性、熱意があるか。</li></ul>	20点
見積り金額	見積り金額		10点
	合 計		100点